

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構

【アセアンレンタルオフィス賃借費補助金のご案内】

～ アセアンレンタルオフィスの賃借料の一部を補助します！ ～

海外展開によって事業拡大を目指す市内中小企業者を支援し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とした事業です。

市内に本社機能を有する中小企業者が、海外ビジネス展開を図るうえで必要となる経費のうち、浜松市海外ビジネスサポートデスクを利用し、アセアンにおける製造・販売等の事業拠点の新設準備のためのレンタルオフィス賃借に要する経費の一部を補助します。

(1) 補助金の金額

補助対象経費の2分の1以内で、1か月最大5万円で最長6か月分

上限 30 万円

(2) 補助対象者

次の①から⑥までの全てに該当する方が補助の対象となります。

- ① 市内に本社機能を有する中小企業者であること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- ④ 浜松市海外ビジネスサポートデスクの支援を受けていること
- ⑤ 当該年度に本補助金の交付決定を受けていないこと
- ⑥ 反社会的勢力に関わる企業でないこと

(3) 補助対象事業

市内に本社等の事業所を残し、アセアンにおける製造・販売等の事業拠点の新設準備のためにレンタルオフィスを賃借する事業で、公序良俗及び法令に反しないもの。

<補助対象となるレンタルオフィスの設置地域>

ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟の10カ国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）

(4) 補助対象経費

(3)に該当する事業に要する経費のうち、次の①及び②に該当するものが補助対象経費となります。

- ① レンタルオフィス賃借費（オフィススペースの賃借費）
- ② レンタルオフィスに付随するサービスのうち①の賃借費に含まれるもの
（備品利用料、共有スペースの利用料、光熱水費・電話回線利用料等）

(5) 補助対象期間

交付決定の日以降のレンタルオフィスの入居日から操業開始、レンタルオフィスの退去または契約満了日までのうち最短となる期間とし、最長6か月間です。

(6) 申請手続き等の概要

<受付>

- 受付期間 平成30年4月2日(月)から随時受付
※予算に限りがありますので、必ず事前にお問合せください。
- 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(祝日除く)

<提出書類>

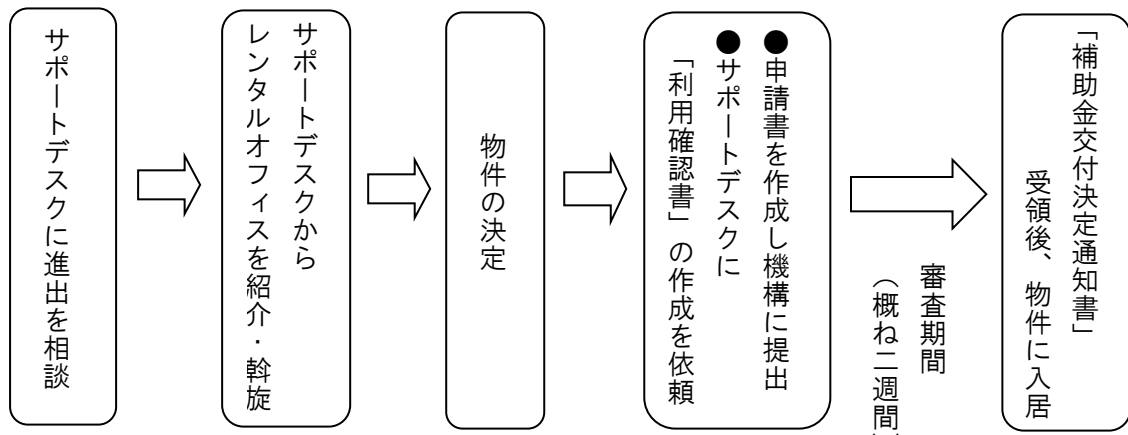
- ①交付申請書(第1号様式)
- ②定款の写し、履歴事項全部証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
- ③市税の納税証明書
- ④市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ⑤補助対象経費の見積書等の写し
- ⑥浜松市海外ビジネスサポートデスク利用確認書(第2号様式)
- ⑦暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- ⑧前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類

<交付の決定>

申請書類と必要に応じてヒアリング結果をもとに審査を行います。このため、申請の際には、必要事項をできるだけ詳しく、具体的に記載して書類をご提出ください。審査結果によっては、補助金が交付されない場合や、交付金額が減額される場合があります。

【審査基準】 ・ 資格要件の確認 ・ 拠点設置のためのレンタルオフィス賃借の必要性

<補助金の申請と入居までの流れ>



※交付決定通知以降に入居が可能です。交付決定通知の前に入居の必要がある場合には、必ず事前にご相談ください。

<応募方法>

補助金の交付を受けようとする方は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構のホームページ(<https://www.hai.or.jp>)より申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、持参又は郵送にてお申し込みください。

(7) 申請受付先及び問合せ先

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 清水・金子
所在地：〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館8階
連絡先：TEL：053-489-8111 FAX：053-450-2100
E-mail：gijyutsu@hai.or.jp HP：https://www.hai.or.jp